

沖縄労働局発表
令和4年6月24日

労働基準部
担当 部長 嘉手納 尚
賃金室長 梅澤 栄
電話：098-868-3421

「令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会」 を開催します

－沖縄県地域別最低賃金の改正を

沖縄地方最低賃金審議会に諮問します－

1 趣旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等セーフティネットとして重要な役割を果たしています。

沖縄労働局（局長 西川 昌登）は、令和4年度の沖縄県地域別最低賃金の改定について、7月4日に開催される令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において改正の諮問を行います。

2 審議会開催日時

日時 令和4年7月4日（月） 午後3時～

場所 那覇第二地方合同庁舎一号館
2階共用大会議室

3 参考【沖縄県最低賃金改正の推移】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最賃額	737円	762円	790円	792円	820円
引上額	23円	25円	28円	2円	28円

4 その他（報道マスコミ関係者のみ）

取材等を希望の際は、別紙「取材申込書」による登録をお願いします(カメラ撮りについては諮問まで)。

(別紙)

(令和4年7月4日開催)

「令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会」 取材申込書

恐縮ですが、会場設営の関係で、6月30日(木)17:00までにご送信下さい。

FAX: 098(862)6798

社名	
媒体名	
部署名	
氏名	(合計名)
連絡先	電話: FAX: Email:
カメラ	あり(スチール・ムービー) ・ なし ※該当するものを○で囲んでください。
通信欄	

〔注意事項〕

- ※ 当日の入場は先着順とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ※ カメラ撮影は、会議冒頭から諮問までとさせていただきます。

【報道関係者からのお問い合わせ先】

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

担当: 梅澤、宜間 電話098(868)3421